

## 第1章 はじめに

### 基本方針策定の背景と目的

少子高齢化や核家族化、単身高齢者世帯の増加など、社会情勢が変化する中でお墓に対する価値観も多様化しており、多くの人が将来のお墓の管理に不安を感じています。

市にも、「将来お墓を承継する人がいない」「子や孫に負担をかけたくない」「遠方に居住しているため、お墓の管理ができない」といった相談が多く寄せられ、さらには、「日向市城山墓園」（以下、「城山墓園」という。）内において、施設の老朽化や管理が不十分なお墓も散見されることから、城山墓園をより快適な施設として整備し、適正な維持管理を行っていくために基本方針を策定するものです。

## 第2章 城山墓園の現状と課題

### 1. 城山墓園の概要

城山墓園は、昭和39(1964)年に本市が「日向延岡地区新産業都市」の指定を受け、都市計画を進めるために、市内に点在していた地区墓地を集約することを目的に整備が始まりました。

その後、昭和51(1976)年7月からは一般供用を開始し、市民の需要に応じて整備を続けています。令和6年度末では、総面積12.7ヘクタール、4,519区画が整備済みで、面積別内訳は下記の通りです。

| 面積               | 造成済区画 | 廃止区画 | 使用可能区画 | 使用中区画 | 空き区画 |
|------------------|-------|------|--------|-------|------|
| 4 m <sup>2</sup> | 1,789 | 43   | 1,746  | 1,714 | 32   |
| 5 m <sup>2</sup> | 1,957 | 5    | 1,952  | 1,877 | 75   |
| 6 m <sup>2</sup> | 719   | 2    | 717    | 684   | 33   |
| その他              | 54    | 0    | 54     | 46    | 8    |
| 合計               | 4,519 | 50   | 4,469  | 4,321 | 148  |

### 2. 城山墓園の利用状況と課題

#### (1)使用許可件数と返還件数

城山墓園の使用許可件数は毎年20件から30件程度で推移していますが、返還件数は令和4(2022)年度には30件以上となり、令和3(2021)年度までに比べておよそ10件以上増加しました。墓じまいや合葬墓、納骨堂の整備に関する問い合わせも年々増加しており、近年の少子高齢化の進展等によりお墓に対する考え方が変化してきていることが、返還件数の増加に影響しているものと考えられます。

#### (2)城山墓園の課題

##### ①無縁墓の増加

城山墓園内には、適切に管理されていない墓所が存在し、区画内に雑草などが繁茂し、周辺墓所の環境に悪影響を及ぼしているため、令和2(2020)年度から、使用者が亡くなっているお墓の相続人を調査し、承継手続の案内を随時行っており、現時点で8割以上の承継手続が完了しています。

##### ②市民ニーズの多様化

近年、「お墓の承継者がいない」「子や孫に負担をかけたくない」といった理由により、お墓の管理に関する相談が増加しています。また、納骨堂や合葬墓、樹木葬など、特段の管理を必要としない埋葬形態を希望する声も寄せられていますが、城山墓園においては、従来型の墓所しかありません。

##### ③墓園内環境の改善

現状、駐車場は約120台が駐車可能ですが、お盆などの時期には墓地区画付近に駐車する使用者も多く、通行時の安全性が懸念されています。また、墓園内2か所の公衆トイレのうち、1か所は汲取式

トイレで、利便性や衛生面に問題があるほか、墓園内通路の舗装や樹木伐採への要望も増えています。

#### ④会計状況の悪化

城山墓園は特別会計で運営していますが、ここ数年、歳出額が歳入額を上回っているため、一般会計からの繰入が続いています。今後も、収入源である墓園使用料だけでは経常的支出を賄うことが難しい状況が見込まれます。

### 第3章 基本方針

#### 1. 埋葬形態の見直し

第3日向日市総合計画の「4-3生活安全対策の推進」において、「墓の無縁化防止などの適正な管理に努めるとともに多様な埋葬形態について慎重に検討すること」を掲げ、新たな埋葬形態の整備を検討してきました。

無縁墓の増加が問題となっている現在、承継を必要とせず、維持管理を施設管理者が行う「合葬墓」が市民ニーズに適していると考えられるため、新たな埋葬形態として「合葬墓」を整備することとします。

#### 2. 会計収支の改善

墓園をめぐる社会情勢の変化等を鑑みて、昭和56年以降、見直しを行っていない墓園使用料の改定及び管理料の導入を柱として、会計収支の改善を図っていきます。下記は墓園使用料等の改定変遷です。

| 年 度         | 使用料<br>(円/㎡) | 管理料<br>(円/年) | 返 還 金                                                                                                               |
|-------------|--------------|--------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 昭和41年(1966) | 6,000        | 100          | 1年以内は50%返還                                                                                                          |
| 昭和49年(1974) | 8,000        |              |                                                                                                                     |
| 昭和50年(1975) |              | 廃止           | 3年未満は50%(80%)返還<br>3年以上10年未満は30%(60%)返還<br>10年以上20年未満は10%(50%)返還<br>20年以上は0%(50%)返還<br>※( )内の%は焼骨の埋蔵及び石碑等を建設していない場合 |
| 昭和52年(1977) | 13,000       |              |                                                                                                                     |
| 昭和56年(1981) | 33,000       |              |                                                                                                                     |
| 令和7年(2025)  |              |              | 1年以内は80%返還<br>1年を超え3年以内は50%返還                                                                                       |

#### 3. 墓園環境の適切な運営

近年、老朽化に伴う施設の修繕や公衆トイレの新設など、利用者からの要望が増加しています。今後、使用者に管理料の負担を求めるにあたり、使用者の利便性向上や施設機能の維持を目指した環境改善に取り組むなど要望に応じていきます。

また、将来にわたり安定的に施設管理を行う方策として、「指定管理者制度」の導入を検討します。民間のノウハウを活用することで、効率的かつ質の高いサービスを目指します。

### 第4章 具体的計画

今後の城山墓園を安定的に運営するために、前記「基本方針」に基づき、「新たな埋葬形態（合葬墓）の整備」「会計収支の改善方法」「墓園環境の改善」の3つの観点から具体的計画としてとりまとめます。

#### 1. 新たな埋葬形態(合葬墓)の整備

##### (1)需要の見込み

墓地需要数を推計するにあたり、多くの自治体で採用されている「大阪府方式」を参考にして、本市

独自の数値を用いて需要数見込みを算出すると、70 体/年となります。

## (2)埋蔵規模の設定

市民に埋蔵場所を安定的に提供するためは、長期にわたり市民ニーズに応えられる埋蔵規模とする必要があります。耐用年数を 50 年とした場合の埋蔵可能数は 3,500 体となります。

## (3)施設の形態

合葬墓を整備するにあたり、先進自治体の事例を参考にすると、次の 3 つの埋葬形態が考えられます。埋葬形態を決定する際には、市民の価値観等が影響するため、どの埋葬方法が適しているか、また、大規模地震への対応も視野に入れ、施設の耐震性や遺骨への安全面について考慮する必要があります。

| 埋 葬 形 態  | 埋 葬 方 法                                                          | メ リ ッ ト                              |
|----------|------------------------------------------------------------------|--------------------------------------|
| 個別埋蔵方式   | 骨は骨壺に入れて埋蔵し、安置から一定期間が経過した後、併設されている合祀墓等へ市が改葬                      | 骨壺に入れて安置するため「直接合葬方式」に抵抗感がある遺族も利用しやすい |
| 直接合葬方式   | 遺骨は粉状にし納骨袋に入れて埋蔵                                                 | 管理の負担が少なく、「個別埋蔵方式」よりも多くの遺骨を埋蔵できる     |
| ハイブリッド方式 | 「個別埋蔵方式」と「直接合葬方式」を組み合わせた方式で、個別埋蔵施設に安置された遺骨は一定期間が経過した後に、合祀墓等へ市が改葬 | 希望者の価値観に合わせて選択することが可能になる             |

### ①埋蔵可能数

先に推計した合葬墓の埋蔵可能数（3,500 体）を施設埋蔵数として設定します。

| 埋 葬 形 態  |      | 埋 蔵 数 (体)                 | 運用年数 |
|----------|------|---------------------------|------|
| 個別埋蔵方式   |      | 3,500<br>(20 年経過後に市が別途改葬) | 50 年 |
| 直接合葬方式   |      | 3,500                     |      |
| ハイブリッド方式 | 個別埋蔵 | 1,000<br>(20 年経過後に市が別途改葬) |      |
|          | 直接合葬 | 2,500                     |      |

### ②埋蔵施設の規模

#### ア 想定単価 ※設計費には省エネ法適合分を考慮

| 項 目  | 合 葬 墓                 |                    |                    | ト イ レ                 | 土 木 工 事              |
|------|-----------------------|--------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
|      | 個別埋蔵                  | 直接合葬               | ハイブリッド             |                       |                      |
| 建設面積 | 265 m <sup>2</sup>    | 108 m <sup>2</sup> | 154 m <sup>2</sup> | 40 m <sup>2</sup>     | 3,400 m <sup>2</sup> |
| 設計費  | 5,000 千円              | 6,000 千円           | 11,000 千円          | 3,000 千円              | 3,000 千円             |
| 建設単価 | 440 千円/m <sup>2</sup> |                    |                    | 650 千円/m <sup>2</sup> | 積上                   |
| 内容規模 | スロープ式通路<br>什器（棚等）     |                    |                    | R C 造<br>多機能式浄化槽      | 土地造成、駐車場<br>整備、道路舗装  |

#### イ 整備費用の想定額

(単位：千円)

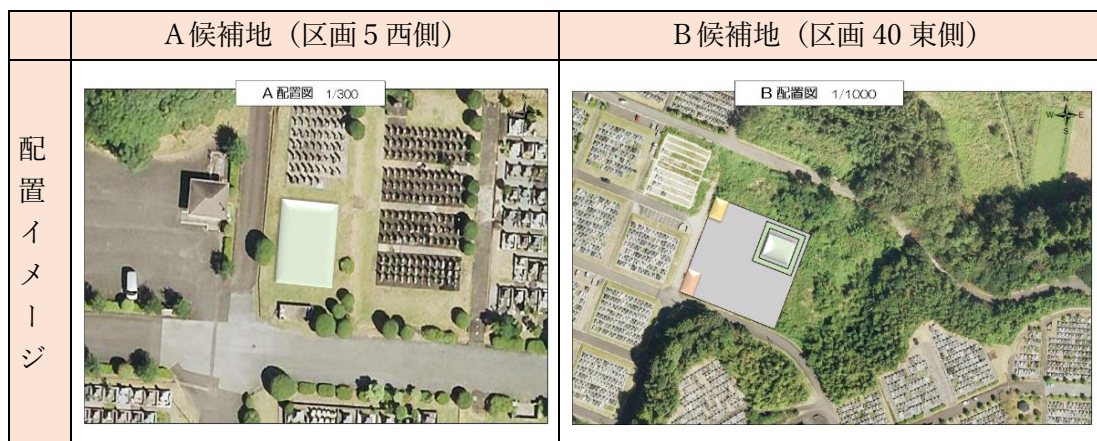
| 埋 葬 形 態  | 建設費     | 土木費    | トイレ建設費 | 合 計     |
|----------|---------|--------|--------|---------|
| 個別埋蔵方式   | 122,000 | 51,000 | 29,000 | 202,000 |
| 直接合葬方式   | 54,000  |        |        | 134,000 |
| ハイブリッド方式 | 80,000  |        |        | 160,000 |

### (4)施設形態の選定

以上のことを踏まえて、市民の価値観に合わせた埋葬形態を選択できる点や整備費用などを総合的に考慮し、「ハイブリッド方式」による施設整備を進めていきます。

## (5)整備候補地の検討

現状は、市内で新たに用地を確保することは困難であること、また墓園敷地内で整備を行う方が適正に管理できることから、城山墓園内を候補地として検討します。候補地は、下記の2か所です。



墓園内で合葬墓を整備する際は、駐車場や公衆トイレなどを併せて整備する必要があることから、面積が十分に確保できる「B 候補地」に整備することとします。

## (6)整備期間および供用開始時期

今後、合葬墓への需要が高まると見込まれるため、整備期間は3年間（初年度に設計業務、2年目に造成工事、3年目に建設工事）とし、5年以内の供用開始を目指します。

## 2. 会計収支の改善策

### (1)一般墓地の使用料改定

現在は、一般墓地の使用料のみを徴収していますが、45年近く改定しておらず、他自治体と比べて比較的安価な料金設定となっています。そこで、施設の老朽化及び環境改善に伴う整備や土地の価格変動等の状況を考慮し、使用料の改定を行います。改定後は5年ごとに見直しを行っていきます。

### (2)管理料導入

公平で安定した墓園の管理運営を行うため、適正な受益者負担の観点から管理料を導入します。

管理料は、共有スペースの清掃、草木の剪定や植栽、園内施設の維持・修繕など、さまざまな用途に充て、墓園全体の環境維持に加え、災害時の対応や防犯対策など、安全で安心な環境を確保するために重要な役割を果たします。料金の設定にあたっては、使用者の負担を考慮した低廉な金額とし、また、その額は5年間の管理運営費を踏まえて決定するとともに、5年ごとに見直しを行います。

あわせて、貸出区画の調整をするなど管理運営費の抑制にも努めていきます。

### (3)合葬墓の使用料設定

合葬墓の使用料は、遺骨1体あたりの金額として設定し、生前予約も可能とし、使用許可を行う際に徴収します。使用料の設定にあたっては、整備費に加え、管理運営費を含めて算定し、「個別埋蔵」については、20年後に直接合葬に改葬する費用も考慮して算定することとし、管理料については別途設定しません。使用料の額は、起債の償還期間を考慮し、25年間の管理運営費（想定額）を踏まえて決定することとし、一般墓地と同様に5年ごとに見直しを行います。

## 3. 墓園環境の改善

### (1)施設の環境改善計画

合葬墓の建設と併せて、新たな駐車場や公衆トイレの整備も行うこととします。

### (2)新たな管理運営方法の導入

合葬墓の導入後は、埋蔵する遺骨の受付、一時保管、所定の場所への確実な埋蔵など、合葬墓全体の管理に関わる新たな業務が想定されます。そこで、墓園全体の環境維持業務の担い手として、「指定管理者制度」を導入し、多様化する利用者ニーズに応えていきます。